

過労死防止の抜本対策と労働基準法「改正」に反対する意見書

大手広告代理店の女性社員が自殺、長時間労働が原因と認定された問題で、東京労働局の「過重労働撲滅特別対策班」などが調査を開始した。

女性社員の働かされ方は異常の一言に尽きる。連日深夜までの残業が続き、休日返上でも間に合わない状態で、うつ病と診断される直前の残業時間は月130時間だったとみられる。

残業時間の上限は大臣告示で月45時間。労働基準法第36条に基づく電通（労使）の「三六協定」の特別条項では月70時間。明らかに労基法違反なのに、政府は電通を時間短縮の優良企業として認定していた。

政府が今年初めて発表した「過労死対策白書」は、仕事が一因となった自殺は年間2000人を超すと指摘。背景には、労災認定の目安で「過労死ライン」といわれる月80時間を超えて社員（正社員）が働かされている企業が2割を超えるという実態がある。こうした姿勢を改めさせ、後を絶たない過労死・過労死自殺を根絶する抜本対策として、残業時間の上限を法律で明記し、企業に守らせることが必要である。

「働き方改革」というのなら、少なくとも現行の「労働法規」を守らせることをはじめ、労働時間規制の適用を除外する労働者の対象を拡大する労働基準法「改正」案はいますぐ撤回し、「残業は年360時間以内」という大臣告示の法制化をするとともに、残業時間の大幅短縮をするなど、命と健康を壊す長時間労働をなくす対策を優先すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
社会保障・税一体改革担当大臣